

令和4年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和4年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

此花区では、昨今、マンション建設に伴う新しい居住者が増加するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進むなど、地域コミュニティの醸成に向けた住民間の交流の促進や次世代の地域活動の担い手の育成等が課題となっている。

本事業は、身近な地域でのコミュニティづくりのきっかけとして、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりを目指して、住民ニーズを把握したうえで、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら、住民主体のコミュニティの活性化を目的としている。

民間事業者のもつ地域コミュニティの活性化に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、企画提案を募集する。

(2) 業務内容

地域コミュニティの輪を広げ、育む事業の企画及び運営

（子どもフェスタ・このはな区民まつり・成人の日記念のつどい・事業目的を踏まえ事業者の提案によるもの（一事業））

※具体的内容については別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 7,744,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

令和4年4月1日（金）（予定） ～ 令和5年3月31日（金）

(5) 履行場所

此花区内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契

約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。但し、大阪市会計規則第 51 条第 1 項第 15 号の規定に基づき概算払いを行う場合は、同規則第 52 条各項の規定に基づき経費の精算が必要である。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

(委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等)

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 本案件に関する予算は、現在、令和 4 年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

- ウ 契約の締結は、令和4年度大阪市予算が発行した時とする。
- エ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約締結を行わない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (5) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- (7) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により納税の猶予を受けている場合は、猶予許可通知書又は、税務署等に提出した申請書一式を提出すること。地方税にあつては、地方税法附則第59条第1項の規定により、徴収猶予（特例）を受けている場合は、猶予許可通知書又は、市税事務所等に申請書一式を提出すること
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記（1）～（8）の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とするが、以下の要件も満たす必要がある。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
 - イ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
 - ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
 - エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の連合体の構成員となることはできない。
 - オ 各構成員は、本案件において複数の提案連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和3年12月27日（月）
質問受付締切	令和4年1月13日（木）
質問に対する回答	令和4年1月17日（月）
参加申請関係書類の提出期限	令和4年1月19日（水）
参加資格決定通知	令和4年1月21日（金）
企画提案書の提出期限	令和4年2月4日（金）
選定結果通知	令和4年3月3日（木） 予定
契約締結・事業開始	令和4年4月1日（金） 予定
事業完了	令和5年3月31日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和3年12月27日(月)から令和4年1月19日(水)
午後5時30分まで

(区役所の開庁日、午前9時から午後0時15分、午後1時から午後5時30分まで)

イ 提出書類

① 「公募型企画プロポーザル参加申出書(別紙2-1)」

複数の法人等による連合体で申請する場合は別紙2-2を使用すること

② 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿(写し可)

※法人以外の団体であっても、これに相当する書類を提出すること。

③ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書

※上記書類がない場合は、これに相当する書類を提出すること。

④ 印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行:写し不可)

⑤ 使用印鑑届(別紙3)

⑥ 申出内容誓約書(別紙4)

⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)

(税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]、若しくはその3の2様式[個人])非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

⑧ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)

⑨ 連合体で申請する場合は、次のとおりとする。

(ア) 全体の意思決定、管理者運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

(イ) 代表者とならない事業者は、代表者に代表権を委任する旨を記載されている委任状を提出すること。

(ウ) 連合体の協定書の写しを併せて提出すること。(協定書には、それぞれの事業者の役割分担等を記載していること)

※ 本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②~⑧を省略可。

なお、それ以外の者であっても、申請日から前3か月以内に本区において、他の公募型プロポーザルなどに参加申請を行い、かつ⑦及び⑧を提出済みの者は、その旨を①公募型企画プロポーザル参加申出書に記載することによって省略可。

※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

(参加者の資格決定等)

公募型企画プロポーザル参加資格決定通知書は、令和4年1月21日(金)付けで通知する。また、指名されなかった事業者については、その理由を付した通知書を交付する。

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所 此花区役所市民協働課(郵送不可)

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和3年12月27日(月)から令和4年1月13日(木)
午後5時30分まで

イ 提出方法 別紙1「質問票」に記載し、Eメールで提出すること。

(送信先) Eメール:td0009@city.osaka.lg.jp

※件名に「此花区コミュニティ育成事業プロポーザル質問」と明記し、送

信後必ず受信の確認を行うこと。

(電話、来訪及び締め切り以降の質問は受けません)

ウ 回答 令和4年1月17日(月)に此花区ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4版とし、様式は次項に指定するとおりとする。

イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

①企画提案書表紙(様式1)

②事業趣旨、事業効果や目標(様式2)

(ア) 本業務の実施にあたっての基本的な考え方

此花区の特色や地域ニーズを取り入れた、地域コミュニティの形成と育成についての考え方や年間計画、人員体制を明示すること。

(イ) 市民団体や関連機関とのネットワークを生かした事業展開

企画段階から連携できる具体的な方法について創意工夫すること。

(ウ) 人材の育成、発掘

企画段階から多様な団体等と連携体制を広げて、新しい担い手の発掘と育成に努めること。

(エ) 新規ニーズの獲得に向けた施策

ニーズの把握に努め、参加者の満足度を高めること。

(オ) 効果測定

中長期的に見た事業効果の検証方法を明示すること。

③ 事業内容や実施体制、スケジュール等(様式3)

④ 提案のセールスポイント(様式4)

⑤ 過去5年間の類似業務受託実績(他市町村も含む)(様式5)

⑥ 収支計画書及び経費内訳書(様式6-1、6-2)

エ 受付期間 公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、

令和4年2月4日(金)午後5時30分まで

(区役所の開庁日、午前9時から午後0時15分、午後1時から午後5時30分まで)

オ 提出部数 原本1部、副本7部、合計8部

※ 返信用封筒1通(長形3号封筒(縦235mm×横120mm))に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手(244円)を貼付したものも提出すること。

※ 副本には、提案事業者名やその他提案事業者を推測される文言についてマスキングを施したうえで提出すること。

※ 提出できる案は、1案のみとする。

カ 提出場所 此花区役所市民協働課(郵送不可)

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容の理解度 ・事業の計画性、実施内容の妥当性 ・事業内容に行政にない専門性・独創性があるか	50点
②事業の実施体制	・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	20点

③類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	15点
④所要経費、 積算見積金額	・効率的で妥当な経費により提案されているか	15点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、令和4年度此花区コミュニティ育成事業選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
 - (ア) 開催日 参加資格決定通知時に文書により連絡
 - (イ) 場所 此花区役所
 - (ウ) 内容・方法 事業者による企画等の説明、選定委員による質疑
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、事業の企画内容（審査項目）の得点が高い方とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- オ 契約上限額を超える提案があった場合
- カ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置に基づく停止措置を受けた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び

関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 市民協働課

TEL 06-6466-9734